

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

山梨県

2 構造改革特別区域の名称

やまなしＩＴ人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

山梨県の全域

4 構造改革特別区域の特性

本県では、平成１６年３月、「豊かな県民生活を創造し、県内産業に活力を与えるＩＴ社会」の実現を目標に掲げ、申請や届出など行政手続きの電子化の推進など行政サービスや教育、防災、医療、交通などの公共サービスへのＩＴ利活用を推進するとともに、そのために必要な高速情報通信基盤（情報ハイウェイ）の整備などＩＴ環境の充実に向けた「やまなしＩＴプラン」を策定した。

一方、中小企業では、ＩＴ機器の導入のための投資やメンテナンスにかかる人件費などが大きな負担になることから、ＩＴ関連のアウトソーシングによる経営のスリム化の効果は大きい。

また農林業の分野でも、インターネットを活用して、生産者と消費者が直接結びつくことが可能となり、消費者ニーズを的確に把握できるようになり、一次産品の市場拡大を支援する要因となっている。

現在、県内企業の電子商取引実施率４０．４％（Ｈ１７年８月現在：商工総務課）、コンピュータ活用の授業ができる教員の割合６２．７％（Ｈ１６年３月現在：義務教育課、高校教育課）、初級システムアドミニストレータ試験合格率２７．３％（Ｈ１８年６月現在：経済産業省）、「やまなしＩＴプラン」で掲げた平成２５年度までに達成すべき目標、７０％、１００％、３５％を実現すべく各般の事業を積極的に推進していく必要がある。

本プランの実現のためには、ＩＴ人材の育成確保が重要な課題である。

本特区で特例措置を導入する「初級システムアドミニストレータ試験」や「基本情報技術者試験」は、プランの推進に寄与することはもとより、将来、テクニカルエンジニアや上級システムアドミニストレータなどの質の高いＩＴ人材育成につなげていくためにも、取得が不可欠なＩＴ資格であり、したがって、この資格取得者の増加は、ＩＴ人材の裾野を広げ、産業界が求める質の高いＩＴ人材の確保・育成を意味している。

5 構造改革特別区域計画の意義

このように県民生活においてＩＴ化は、分野を問わず社会・経済システムから個人のライフスタイルまで非常に大きな変化をもたらしているなかで、高度な情報処理技術を備えたＩＴ人材を育成することの重要性がますます高まってくるといえる。

こうしたＩＴの恩恵を全ての県民が享受し、豊かさとゆとりを感じられる社会を実現するためには、ＩＴを実際に活用する「人づくり」を推進することは重要な意味があり、県民全体のＩＴ活用能力（情報リテラシー）を高めていくために、県は学校教育をはじめ、専門的な人材の養成のための環境を提供することとなっている。

「初級システムアドミニストレータ試験」や「基本情報技術者試験」等の情報処理技術者試験の取得を奨励・促進させていくことは、情報処理技術者試験の体系において入門的な試験のため、資格取得のためには、コンピュータに関する基礎知識のみならず、経営管理、情報化戦略、財務会計・管理会計、著作権等の関連法規まで広範な範囲を効率的に学習することが求められる。

特例措置の導入により、認定講座と修了試験を実施する専門学校は、カリキュラムから習熟度を測定する試験まで一貫した運営を行えるため、広範な教育内容をこれまで以上に体系化し、実務面を重視したきめ細かな指導が可能となる。そのため、受講する学習者は、広範で基礎的な知識を体系的かつ効率的に学習していくことが可能となる。

また、当試験の午前試験は択一式問題であるため、学習者によっては断片的な知識取得を偏重する弊害があったが、午前試験免除により、学習者は体系的な基礎知識の上に、より応用力を重視した技術の習得が可能となる。こうした体系的な基礎知識と応用力を得たＩＴスペシャリストを目指す若者たちの増加は、中長期的にみれば高度のＩＴ人材の輩出に繋がっていく。

一方、企業のＩＴ化を支える情報関連産業の創出・育成を支援するとともに、業界から寄せられる課題や相談に応えるため、情報提供、技術指導、研究開発などによりＩＴ関連をはじめとする分野の支援を行っています。

したがって、本計画は、本県が進める情報化による地域産業におけるＩＴ利活用の促進とあいまって、当該試験の受験者数や合格率を向上させ、ＩＴ人材の裾野を広げるとともに、将来的には高度なＩＴ人材育成と情報関連産業の育成・集積の促進に寄与するものと期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 企業ニーズに即した職業能力の開発（ＩＴ資格取得の促進）

本特区では、当該試験の合格率や合格者数を向上させＩＴ資格の取得を促進することにより、若年者を中心として企業ニーズに即した職業能力の開発を目指していく。

「山梨県中小企業ＩＴ化推進計画」（商工総務課）に沿って、商工団体と連携を図りながら、中小企業のＩＴ活用情報や大学研究者の研究内容、民間の専門家のデータ、中

小企業支援機関に関する情報、インキュベーション情報など、ＩＴに関連した情報の提供に伴い、情報を効率よく活用するために「初級システムアドミニストレータ試験」や「基本情報技術者試験」の資格取得は、企業側のニーズが高いことから就職面で非常に有利とされている。

今回の特例措置となる午前試験の免除により、受験者は、専門学校での効率的で体系的な学習が可能となる上、午後に実施される実務的な分野の試験に集中できることから合格率向上や合格者の増大が見込まれる。また、特例措置となる午前試験の免除により受験者の本番試験の負担が軽減されることから、県内の大学の学生や就業者の資格取得を促進することが見込まれる。

(2) 将来のＩＴ関連産業の担い手となり得る高度な人材育成

本資格は、プランの推進に寄与することはもとより、資格取得者の増加は、ＩＴ人材の裾野を広げる。将来的には、ＩＴ関連産業の担い手となりうる、高度ＩＴ人材の育成を目指す。

特例措置により当該試験の合格率や合格者数が向上することから、これまで東京に流出していたＩＴ化人材の候補者となる学生が、県内の高等教育機関に留まることが見込まれる。

その結果、多くの学生が互いに切磋琢磨し、ＩＴ人材としての能力や情報リテラシーを向上させ、多数の優秀なＩＴ人材の輩出が可能となる。

(3) 産業の情報化・ＩＴ関連産業の集積による「やまなしＩＴプラン」の目標の実現

本県では、「やまなしＩＴプラン」において、情報関連産業の創出・育成・集積を目標の１つとして掲げており、本特区計画によって若年のＩＴ人材を多数輩出することは、ＩＴ関連産業のみならず地域産業全体において、ＩＴスキルをもつ人材の確保を容易にする。これにより、企業の競争力が高まり、産業の情報化やＩＴ関連産業の集積が促進される。

他方、県関係機関との連携を図るなかで、さまざまな産業が融合して発展することが想定され、地域に根ざしている産業の振興について、ＩＴを活用した動きを支援することにより、「やまなしＩＴプラン」が促進される。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 若年者の雇用促進

本計画を実施することにより、「初級システムアドミニストレータ試験」及び「基本情報技術者試験」の受験者数、合格率及び合格者数が増加することが予想される。

これによって、これまで東京に流出していた優秀なＩＴ人材の候補者となる学生が、県内の高等教育機関等に留まる結果となり、情報関連産業が活性化される。

その結果、将来の高度ＩＴ人材となり得る若年層が県内に流入することが予想され、専門学校の卒業後、引き続き県内において、将来の高度ＩＴ技術者の候補者として、ま

た、あらゆる産業においてＩＴ化を進める上での牽引者として活躍していくことが期待される。これは、本地域における若年者の雇用促進を進めていく上での重要な役割を果たすこととなる。

(2) ＩＴ関連産業の振興とその他の産業のＩＴ化

本特例措置を講ずることにより、ＩＴ関連産業を中心とした各産業において、各企業の求める高度なＩＴスキルを有する人材の確保が促進される。のみならず、一般の就業者の情報リテラシー向上を図ることができ、各企業内におけるＩＴの利活用を高めることが期待できる。その結果、各企業内において事務作業のスピード化や業務の効率化・改善等が進み、低コストで良質な商品・サービスを提供しやすい環境が実現されることとなる。

また、これまでＩＴ化が進んでいない企業においても、今後、新たな事業分野の開拓や新商品開発を行う場合等には、あらゆるＩＴ需要に対応することが必要とされる。

そのため、ＩＴ関連産業はもとよりその他の産業においても、ＩＴスキルを有する人材が求められ、結果として、各企業にとっては生産性や商品・サービスの質の向上へと繋がる。これにより、ＩＴ関連産業を中心としたあらゆる県内産業の振興へ貢献することが期待できる。

8 特定事業の名称

- | | |
|-----------------|--|
| 1131(1143、1145) | 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業 |
| 1132(1144、1146) | 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業 |

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) やまなしＩＴプラン（抜粋）

情報関連産業の育成・集積の促進

- ・ インターネットデータセンターの検討、起業化支援センターにおける支援、企業への技術支援により、新たな事業の創出を促進する。
- ・ 電子商取引の推進、ＩＴモデル企業の育成、中小企業経営者へのＩＴ利活用情報の提供等、様々なニーズに対応する支援策を整備することにより、県内での創業の促進、受注機会の拡大等、本県経済の活性化を図る。

学校教育、専門的な人材の育成、在職者・離転職者の支援

- ・ 教員のＩＴ指導力の向上、教育情報ネットワークシステムの活用、小中学校等におけるＩＴ学習の推進により学校におけるＩＴ教育の充実を図る。

- ・ 産業技術短期大学校等によるＩＴ教育の充実、就業支援センター等における講座の開放により、ＩＴ活用能力の向上を目指す。

情報通信基盤の整備

- ・ 地上デジタル放送、高速インターネット環境の整備などの対応のため、高速情報通信基盤（情報ハイウェイ）を整備する。
- ・ 産学官によるネットワーク技術の研究開発の推進により、大容量コンテンツの円滑な流通を促進する。

(2) 山梨県中小企業ＩＴ化推進計画

中小企業のＩＴ化支援

- ・ セミナー・研修等による普及・啓発及び人材の育成を行う。
- ・ 県の各機関、商工関係団体による相談受け付け、専門家派遣等によるＩＴ化への取り組みを促進する。

情報関連産業の育成・集積

- ・ ＩＴベンダーを紹介するホームページ作成、情報系企業に対する相談指導等を行う。

中小企業のＩＴ化のための基盤整備

- ・ 情報ハイウェイを整備する。
- ・ 工業団地等における光ファイバー等の情報通信基盤の整備を促進する。

中小企業のＩＴ化のための連携促進

- ・ 本県中小企業のＩＴ化を推進するため、県及び商工指導団体、情報サービス産業団体等が連携しＩＴ経営応援隊を組織する。

(3) 情報関連団体と連携して行う事業

「山梨テクノフェア＆マルチメディアエキスポ」の実施

- ・ 県は、主催３団体（財団法人やまなし産業支援機構、社団法人山梨県機械電子工業会、山梨県地域情報化推進協議会と連携）及び社団法人山梨県通信業協会、山梨県商工会議所連合会、山梨県商工会連合会、山梨県中小企業団体中央会などの情報通信関連団体と広範な連携を築く中で、「山梨テクノフェア＆マルチメディアエキスポ」の実施を機会に、ＩＴの普及啓発、情報関連産業の育成及び商取引の拡大・促進を図る。

山梨県地域情報化推進協議会

- ・ 日々進展する情報関連技術の県内産業への浸透、県民生活への活用を目的に、講演会、市町村職員を対象とした研修会、先進地事例視察を実施する。

別紙 1

1 特定事業の名称

1 1 3 1 (1 1 4 3、1 1 4 5) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の
午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

学校法人 伊藤学園 山梨情報科学専門学校

所在地：山梨県甲府市幸町 1 8 - 1 2

(2) 修了認定に係る試験の提供者

日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C)

所在地：東京都中央区京橋 1 - 1 1 - 8 西銀ビル 5 F

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「初級システムアドミニストレータ試験講座」(C I W 併用コース)

別添資料 1 のとおり

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

ア 民間資格を取得するための試験である「C I W ファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「C I W アソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある講座に 7 割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ 有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

また、(3) イの規程により独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の定める合格基準を満たした者について修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

ア 修了認定に係る試験は、日本 C I W 普及育成協議会 (J A C C) が作成し、独立行

政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ）の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。

イ 上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ）の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。

ウ 修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。

エ 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本ＣＩＷ普及育成協議会（ＪＡＣＣ）が行うものとする。ただし、日本ＣＩＷ普及育成協議会（ＪＡＣＣ）が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

オ 講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ）に通知する。

（４）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：ＣＩＷアソシエイト

試験科目：ＣＩＷファンデーション

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー

	出題分野		試験項目
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディング
		2	HTML コーディング
		3	HTML コーディング
		4	HTML コーディング
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジー
		3	拡張言語テクノロジー

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：2001年6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた特別区域内において開設される講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

別紙 2 - 2

1 特定事業の名称

1 1 3 2 (1 1 4 4、1 1 4 6) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

甲府市立甲府商科専門学校

所在地：山梨県甲府市西下条町 1 0 2 0

(2) 修了認定に係る試験の提供者

株式会社サーティファイ

所在地：東京都中央区京橋 3 - 3 - 1 4 京橋 A K ビル

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

「基本情報技術者試験講座」(サーティファイ・情報処理技術者能力認定試験 2 級併用コース)

別添資料 2 - 2 のとおり

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験 (2 級)」を受験し、合格並びに第 1 部科目合格した者であって当該講座の出席 (9 割以上) をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。

おって、これら有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構 (I P A) の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

修了認定に係る試験については、株式会社サーティファイが作成し、独立行政法人

情報処理推進機構（ＩＰＡ）の審査によって認定された問題または、独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ）が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に２回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。

試験会場は当該講座が開設される場所とし、試験の採点事務は、適用を受けた事業者が行う。なお、適用を受けた事業者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。

また、告示で定めるところにより、講座の修了を認められた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（ＩＰＡ）に通知するものとする。

（４）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報処理技術者能力認定試験（２級）

試験科目：情報処理技術者能力認定試験（２級第１部）

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

試験項目	
1 情報の基礎理論	基数変換、データ表現、演算と精度、論理演算、符号理論
	状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語
	計算量と情報量
2 データ構造とアルゴリズム	データ構造、アルゴリズムの基礎
	流れ図、決定表、B N記法、ポーランド記法
	各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率
3 ハードウェア	半導体と集積回路
	プロセッサ、動作原理
	メモリ、記憶媒体、補助記憶装置
	入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体
	コンピュータの種類と特徴
4 基本ソフトウェア	OSの種類と構成
	プロセス管理、割込み制御
	主記憶管理、仮想記憶
	入出力制御、ジョブ管理

	ファイル管理、障害管理
	ヒューマンインタフェース、日本語処理
	ミドルウェア
5	システム構成と方式
	システム構成方式、処理形態
	システム性能、信頼性
	応用システム
6	システム開発と運用
	プログラム構造、制御構造
	プログラム言語、言語処理系
	EUC、EUD、ソフトウェアの利用
	開発手法、設計手法、テスト手法
	システムの環境整備、運用管理
7	ネットワーク技術
	プロトコルと伝送制御
	符号化と伝送技術
	LANとインターネット
	電気通信サービス
	ネットワーク性能
	伝送媒体、通信装置
	ネットワークソフト
8	データベース技術
	データベースモデル
	データの分析・正規化
	データ操作
	データベース言語、SQLの利用
	DBMSの機能と特徴
	データベース制御機能（排他制御、リカバリ）
9	セキュリティ
	セキュリティ対策
	プライバシー保護
	ガイドライン
10	標準化
	情報システム基盤の標準化
	データの標準化
	標準化組織

11 情報化と経営	
	経営管理（経営戦略、組織と役割、マーケティングなど）
	情報化戦略（業務改善など）
	I E 分析手法、管理図
	確率と統計
	最適化問題、意志決定理論
	情報システムの活用（ビジネスシステム、企業間システムなど）
	関連法規（情報通信、知的財産権）

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、当該認定に係る講座の修了を認められた者が、認定講座の修了を認められた日から１年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合は、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第１号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第２号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものであり、この特例措置を活用したカリキュラム実施により、地域のＩＴの人材育成・能力開発を行うとともに、地域経済の活性化を目指すものである。